点検結果表(規制の事前評価)

| 政策の名称 | | 公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮 領置等 | | | 産の仮 | 府省名 | 国家公安委員 会・警察庁 | |
|---------------------|----------------------------------|--|---------------------------|--------|-------|-------|-----------------|----|
| 根拠となる法令 | | ■法律 | □政令 | □府省令 | | □告示 | □その他 | |
| | | 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロ | | | | | | |
| | | リストの財産の凍結等に関する特別措置法 | | | | | | |
| 規制の区分 | | ■新設等 □緩和 | | | | | | 止 |
| 点検項目 | | 評価の実施状況 | | | | | | 課題 |
| ① 規制の目的、 内容及び必要性 | | ■説明あり□説明なし | | | | | | |
| 費用の分析 | ② 遵守費用 | □金銭価値化 | □定量化 | ■定性的記述 | | 負担なし | □分析なし | |
| | ③ 行政費用 | □金銭価値化 | □定量化 | ■定性的記述 | □負担なし | | □分析なし | |
| | ④ その他の 社会的費用 | □金銭価値化 | □定量化 | □定性的記述 | | 負担なし | □分析なし | |
| ⑤ 便益の分析 | | □金銭価値化 | □定量化 ■定性的記述 | | | □分析なし | | |
| 6 | 費用と便益の 関係の分析 | □費用便益分析 | □費用効果分析 | □費用分析 | ■定性 | 性的な分析 | □分析なし | * |
| 代替案 | ⑦ 代替案の 設定 | ■設定あり | □想定される代替案なし □設定な | | | | | |
| 案 | 8 代替案との 比較 | ■費用・便益でり | で比較 □費用で比較 □便益で比較 □比較 | | | | □比較なし | * |
| 9 | レビューを行う 時期又は条件 | ■設定あり □設定なし | | | | | | |
| Ţ, | 課題の説明】 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | 日 上 - 日日日云 上 なた) | | | | | |

「〇」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。 「畿」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)。

【点検結果表の別紙】

≪費用と便益の関係の分析に係る補足説明≫

規制の事前評価書「7 規制の費用」欄に記載のとおり、本件規制については、公告国際テロリストは、その所持している規制対象財産の一部を仮領置されることとなった場合、その間は当該仮領置された規制対象財産を使用できなくなるといった遵守費用や一定の行政費用が発生する。しかし、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、公告国際テロリストから当該仮領置された規制対象財産に係る返還の申請を受けた場合において、仮領置後の事情の変化により、当該規制対象財産が当該公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること等一定の要件に該当するに至ったと認めるときは、当該規制対象財産を返還しなければならないこととしているため、遵守費用は一定程度低減される。また、便益の点では、公告国際テロリストが所持している規制対象財産の利用を制限し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使われることをより効果的に防ぐことができるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。

≪代替案との比較に係る補足説明≫

代替案では、公告国際テロリストの所持している財産を使用する行為が公安委員会から許可されなかった場合に公告国際テロリストが当該規制対象財産を使用できないことに加え、公告国際テロリストは財産を使用する前にその都度公安委員会に対し頻繁に許可申請を行う必要があることから、高い遵守費用が生じる。しかし、公安委員会は、公告国際テロリストから許可の申請を受けた場合において、一定の事由に該当しない場合には許可をしなければならないこととしているため、その遵守費用は一定程度低減されることとなる。また、公安委員会に規制対象財産の許可に付随する事務が許可の都度生ずるため、高い行政費用が発生することとなる。

一方で本件規制では、公告国際テロリストはその所持している規制対象財産の一部が仮領置されることとなった場合に、当該仮領置された規制対象財産を使用できなくなるものの、公告国際テロリストはその財産の全てを仮領置されるわけではないことから、公安委員会に代替案ほど頻繁に返還申請を行う必要があるわけではない。また、公安委員会は、公告国際テロリストから当該仮領置された規制対象財産に係る返還の申請を受けた場合において、一定の事由に該当する場合には当該規制対象財産を返還しなければならないこととしているため、その遵守費用は一定程度低減されることとなり、代替案よりも低いといえる。さらに、公安委員会には、仮領置した規制対象財産の保管・引継ぎ、返還申請の審査、立入検査等の事務が生じるため、一定の行政費用が発生する。しかし、公告国際テロリストが行為をする前にその都度公安委員会に許可申請を行う必要のある代替案に係る事務の方が、本件規制における仮領置等に係る事務に比べ、頻繁に発生することが想定されることから、その行政費用は代替案よりも低いといえる。

便益の点でも、本件規制は国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがある規制対象財産を公安委員会が直接管理することで、効果的に国際的なテロリズムの行為を防止することができる一方で、代替案は、脱法行為を完全に防ぐことができないため、代替案よりも本件規制の方が便益が大きいということができる。

したがって、代替案よりも新法案を選択することが妥当であると評価することができる。